

社会福祉法人しあわせ福祉会 理事・監事及び評議員の報酬等の支給基準に関する細則

平成 29 年 2 月 1 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人しあわせ福祉会（以下「当法人」という。）の定款第 9 条及び第 25 条の規定に基づき理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(役員等の報酬)

第 2 条 役員等の報酬は年額とし、別表 1 のとおり支給し、当該年度の 3 月中に支給するものとする。

2 役員等が年度の途中において選任又は退任している時は、月割計算により支給し、退任の場合は退任時に支給する。

3 前項のほか、役員等が理事会及び評議員会に出席した時、また会議以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務に当たった時は、別表 2 により日額報酬を支給する。

4 役員等が当法人及び当法人の経営する事業所の職員を兼務する場合、前項の報酬は支給しない。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が理事会、評議員会に出席した時、また会議以外の日において、法人業務及び事業の運営のため、業務に当たった時は、出席等に要する費用を別表 2 により弁償することができる。ただし、交通費の実費が実費費用弁償を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 4 条 役員等が法人業務のために出張する場合は、旅費規程により、旅費を支給する。

(改 廃)

第 5 条 この細則の改廃は、評議員会の議決により行う。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条第1項 年額報酬関係）

役 職	報酬額（年額）
理 事 長	100,000円
理 事	20,000円
監 事	20,000円
評 議 員	10,000円

別表2（第2条第3項 日額報酬関係）

役 職	報酬額（日額）	費用弁償
理 事 長	3,000円	自宅の最寄りの駅（又はバス停）から出席会場まで2km以上の場合支給する。公共交通機関での算定を原則とし、やむを得ない場合は車賃1kmにつき30円支給する。
理 事	3,000円	
監 事	3,000円	
評 議 員	3,000円	